

(仮称) 草津市立プール整備・運営事業 実施方針に関する意見への回答

- ・ (仮称)草津市立プール整備・運営事業に係る実施方針に関して、令和元年7月18日までに寄せられた意見を公表します。多くの意見をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 今後、意見を踏まえた実施方針の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

令和元年 8 月 3 0 日
草津市

■実施方針意見一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見内容	回答
1	2	第1	1	(6)	ウ	自由提案施設	自由提案施設について、原則としてプール棟とは別に整備することとなっておりますが、プール棟内に整備する場合についても記載があります。別棟かプール棟内かによって、積算条件が大きく異なります。提案側としましては入札公告時までには御市の方針をお示しただきたく存じます。	自由提案施設の設置の有無について、事業者の任意で提案していただくこととしております。設置される場合は、プール棟とは別に整備することを原則としておりますが、要求水準書(案)「第2-1-(2)-イ」に示す要件を満たした上で、形態等についても事業者の提案に委ねます。
2	8	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール	⑫意見交換会(対話)の実施予定時期が、令和元年12月～令和2年1月となっておりますが、入札提出書類(提案書)の受付が令和2年2月となっていることから、対話内容を提案書に反映するためにも、少なくとも12月には実施いただけないでしょうか。意見交換会(対話)の内容を踏まえ更なるよい提案に結び付けられるよう時間的な配慮をお願いいたします。	スケジュールについては、入札公告時に示します。
3	8	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール	令和2年7月より本事業に着手した場合、施設整備業務・道路付替を3年間で完了する工程となります。この3年間の間には、県有地の取得や都市計画変更など事業者側では関与できないと思われる重要な手続きもあり、この点に関する情報を公開していただけませんと取組の検討が困難です。また、県有地取得は道路付替後のため、道路工事に要する期間の見極めは全体工程を考えるに非常に重要です。よって、道路工事内容に関する情報も、現時点で分かる限りのものを公開頂く必要があります。	10月上旬の公表を予定しております。
4	8	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール	「落札者の決定・公表」から「仮契約の締結」までの期間が1か月程と短くSPCの定款認証、資本金振込、設立登記等を考えますとスケジュール的に厳しいものとなっております。落札者決定の前倒し又は仮契約の締結期限の延長により準備期間を1か月半から2か月程度の期間をご準備いただけますようお願い致します。	事業者の募集・選定スケジュールについては、原案のとおりとします。
5	11	第2	3	(1)		入札参加者が備えるべき資格	本年2月に開催された市場調査では、入札公告後に入札参加資格申請の機会を設けて欲しいとの声が多かったようですが、今回の実施方針には、その点についての記載がございませんでした。改めて、この事に関する貴市の見解をお示しください(入札公告時ではコンソーシアム組成の都合上遅いため、今回の回答でお願いいたします。)。民間事業者の参加機会を幅広く設定頂きたく、前向きなご検討をお願いいたします。	入札公告前に、本事業への参加に係る入札参加資格申請の機会を設ける予定です。詳細については、市ホームページにてお示しする予定です。
6	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	御市ホームページに公表されておりますサウンディング型市場調査の結果の概要で「入札公告後に本事業のみを対象とした入札参加資格申請の機会を希望する声が多くありました」とありますが、今後、本件入札に係る参加資格申請の機会を設けていただけるとの認識でよろしいでしょうか。なお、コンソーシアム組成や本事業への参画検討のため、実施方針に関する質問への回答いただく段階で方針についてお示しただきたく存じます。	No.5の回答を参照してください。

■実施方針意見一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見内容	回答
7	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (業務別)	本年2月実施のサウンディングで「入札公告後に入札参加資格申請の機会を設けてほしい」との声が多かったと認識しておりますが、今後、本件入札に係る参加資格申請の受付をいただけますようお願い申し上げます。なお、コンソーシアム組成を含め本事業への参画検討のため、実施方針に関する質問への回答いただく段階で、ご対応方針についてお示しいただけますようお願い致します。	No.5の回答を参照してください。
8	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (業務別)	草津市の競争参加資格者名簿について、工事とコンサルの名簿は開示されていますが、ビルメンテナンス、保安警備等は開示されていません。ビルメンテナンス、保安警備等の登録業者名簿の開示をお願いします。	ビルメンテナンス、保安警備等の登録業者名簿は原則公開しておりません。
9	20	第3	3	(2)		モニタリング結果についての対応	要求水準を満たしていない場合、市は、改善勧告、サービス購入料の減額、契約解除のいずれかの手段を選択し、行使できるとなっていますが、まずは改善勧告を選択するようしていただきますようお願いいたします。	御意見として承ります。
10	21	第4	1			立地条件	※1、※2にある県有地の用地取得の手続きについて、想定スケジュールをお示しいただきたく存じます。	スケジュールに関して、市において、事業の進捗に影響が無いよう、事業用地を所有・管理する滋賀県と調整を行います。
11	21	第4	1			立地条件	※1、※2にある県有地の用地取得の手続きについて、想定スケジュールをお示しいただけますようお願い致します。	No.10の回答を参照してください。
12	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込プールと25mの整備に関し、兼用または各々単独整備の判断は事業者側の提案とされています。しかし、本件プール整備事業において、プールというのは整備の骨格でありますから、その骨格の要求水準が統一されないことには大変な違和感があります。ダブルスタンダードの要求水準では応募する事業者のリスクも高く、事業検討も2つのパターンで行わざるを得ないことから提案経費も嵩みます。発注者となる貴市の方向性を入札公告までには絞り込み頂けないでしょうか。	平成30年11月に施設整備の方向性を定めた「(仮称)草津市立プール整備基本計画」では、屋内50mプールおよび飛込兼用屋内25mプールの整備としております。一方、当該基本計画を策定するに当たって募集したパブリックコメントにおいて、飛込プールと屋内25mプールをそれぞれ単独で整備する提案があり、民間のノウハウ等の発揮を期待するPFI事業として実施するに当たり、事業者からの提案の余地を残したものです。現時点における市の方針としては、国内基準飛込みプール以上、公称25m国内基準競泳プール以上を整備することを要求水準としており、プールの形態については事業者の提案に委ねます。
13	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプール・25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するかが事業者側の提案とされていますが、本事業においてプールの整備方針は事業の骨格であるため、御市にて方針をお示しいただきたく存じます。原案では時間・提案経費ともに事業者側に大きな負担となり、事業参画検討のハードルが高くなってしまいます。入札公告時までの可能な限り早い時期に御市の方針をお示しいただきたく存じます。	No.12の回答を参照してください。

■実施方針意見一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見内容	回答
14	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプールと25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するか の判断が事業者側の提案とされていますが、本事業においてプールの 整備方針は事業の骨格であるため、貴市にて方針をお示しいただけま すようお願い申し上げます。 原案では事業検討に際し、時間・提案経費ともに事業者側に大きな負担 となり事業参画検討のハードルが高くなってしまいます。入札公告時迄 (可能な限り早期)に貴市の方針をお示しいただけますようお願い致しま す。	No.12の回答を参照してください。
15	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプール・25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するか が事業者側の提案とされていますが、入札金額の積算条件が大きく異 なります。提案審査、価格審査方法についてご教示ください。入札公告 時まで御市の方針をお示しいただきたく存じます。	審査方法については、入札公告時に示します。
16	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプールと25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するか の判断が事業者側の提案とされていますが、入札金額の積算条件が大 きく異なります。公平な審査を希望しますため、あらかじめ提案審査、価 格審査方法についてご教示いただけますようお願い致します。 なお、提案側としましては入札公告時迄の貴市による方針を定めて公表 いただきたく存じます。	審査方法については、入札公告時に示します。
17	23	第6	1	(1)		モニタリ ング結果に 基づく是正 措置等	要求水準を満たしていない場合、市は、改善勧告又はサービス購入料 の減額をすることができるとなっていますが、まずは改善勧告を選択す るようしていただきますようご検討をお願いいたします。	御意見として承ります。
18	26	別紙1	リスク 分担表 (案)				事業契約書(案)が添付されていないため、リスクの内容を読み取ること が出来ません。公告前に(案)のご提示をしていただけないでしょうか。	事業契約書(案)については、入札公告時に示します。
19	26	別紙1	リスク 分担表 (案)		共通	契約締結	市の事由により契約が結べない場合と事業者の事由により契約が結べ ない場合を明確にリスク分担しておりますので、議会の事由による場合 を想定する必要はないかと存じます。 議会の事由による場合を想定するのであれば、民間事業者にとって、議 会の判断等による方針転換などは予測不可能なことであり、リスクが大 きいため、リスク負担者は市として頂きたいと存じます。	議会の事由により契約が結べない場合のリスクは、市、事業者いずれの 責任でもない場合を想定しますので、市と事業者それぞれが負担するこ ととします。
20	26	別紙1	リスク 分担表 (案)		共通	周辺住民 あるいは 施設利用者 への対応	一般的に周辺住民への対応は発注者負担が通常であると考えますの で、リスクの負担者の変更をご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
21	26	別紙1	リスク 分担表 (案)		共通	法令等変更	一般的に法令等変更に関するリスクは、発注者負担が通常であると考え ますので、リスクの負担者の変更をご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
22	27	別紙1	リスク 分担表 (案)		共通	地盤沈下	公共工事標準請負契約約款では、事業者が善管注意義務を果たしても 避けることができない地盤沈下は、発注者負担となっているため、本件 事業においても市の負担としてご検討をお願いいたします。	要求水準書(案)「第6-3当事者の責めに帰すことのできない事由により 事業の継続が困難となった場合」を準用します。